○農林水産省告示第千五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字奥山三七八五、字西赤石三九七四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥山三七八五（次の図に示す部分に限る。）、字西赤石三九七四の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県西八代郡市川三郷町山保字居立ヶ入四五〇八、四五一〇、四五一一、四五一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字居立ヶ入四五〇八・四五一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百三十四号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の二十二の規定に基づく指定完成検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年六月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	変更前後別	完成検査を行う事業所の名称及び所在地
大陽日酸エンジニアリング株式会社	前	東北支店　宮城県仙台市若林区卸町東三丁目一番八号
	後	東北支店　宮城県仙台市宮城野区扇町七丁目四番地十六号

○経済産業省告示第百三十五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年六月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	変更前後別	保安検査を行う事業所の名称及び所在地
大陽日酸エンジニアリング株式会社	前	東北支店　宮城県仙台市若林区卸町東三丁目一番八号
	後	東北支店　宮城県仙台市宮城野区扇町七丁目四番地十六号

○経済産業省告示第百三十六号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十三年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの期間のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書Aのグループ一、議定書附属書Aのグループ二、議定書附属書Bのグループ一、議定書附属書Bのグループ二、議定書附属書Cのグループ一、議定書附属書Cのグループ二、議定書附属書Eのグループ一に属する物質の生産量及び消費量（議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。）並びに輸入量及び輸出量の議定書第一条7に規定する算定値（オゾン破壊係数を乗じた数値）の実績を告示する。

平成二十四年六月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

1　議定書附属書Aのグループ一に属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　マイナス五トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　五トン

2　議定書附属書Aのグループ二に属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

3　議定書附属書Bのグループ一に属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

4　議定書附属書Bのグループ二に属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

5　議定書附属書Bのグループ三に属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン